

## 下野市農業経営支援事業 継続支援金

申請期限 12月20日(水) 必着

世界的な原油価格・物価高騰の影響を受けて、生産資材や化学肥料などの価格が高騰しています。生産コストの上昇は農業経営に大きな影響を及ぼしており、農業者にとっては先行きが不透明な状況が続いています。農業者の負担軽減と今後の営農継続を支援するため、昨年度に引き続き、支援金を交付します。

※交付要件に一部変更がありますので、ご注意ください。

### ■交付対象者

- 市内の農地において営農している農業者など(個人・集落営農組織・農業法人)
- 市外在住の認定農業者または認定新規就農者のうち市内で営農を行っている方

### ■交付要件

- 今後も引き続き、市内で営農を継続する意欲があること
- 個人は令和4年中、法人は前事業年度に、100万円以上の農業収入を得ており、令和5年6月1日以前に所得税にかかる確定申告または住民税申告がなされていること
- 市税及び公共料金(水道・下水道料金)を滞納していないこと
- 下野市暴力団排除条例に規定する暴力団等に関係がないこと

### ■対象者区分・支援金額

対象者の区分	支援額
主たる事業所を市内に有し、営農を行う集落営農組織または農業法人	10万円
市内の認定農業者及び2年目以降の認定新規就農者	8万円
市外に住所を有する者で、市内の農地において営農を行っている認定農業者及び2年目以降の認定新規就農者	
認定農業者及び認定新規就農者を除く、市内でかんぴょうの生産を行っている農業者 上記以外の市内農業者	5万円

※支援金は、いずれかの区分により1回のみ交付となります。

### ■提出書類

#### 共通

- 下野市農業経営支援事業継続支援金交付申請書(様式第1号)
- 誓約書(様式第2号)
- 下野市農業経営支援事業継続支援金交付請求書(様式第4号)

#### 対象者別添付書類

- 個人→令和4年分確定申告書の写し、または住民税申告書の写し及び収支内訳書の写し
- 法人→前事業年度の確定申告書、法人事業概況説明書の写し及び収支内訳書の写し
- 市外在住の認定農業者または認定新規就農者→市内で耕作していることが確認できる書類
- 市内のかんぴょう生産者→かんぴょうを生産していることが確認できる書類(出荷伝票等の写し)

■申請書類の入手方法 市ホームページまたは農政課や市内のJA窓口で配布

■申請方法 農政課窓口へ提出または郵送

■申請・問い合わせ先 農政課 ☎(32)8906 〒329-0492 笹原26



## 危険木伐採費用補助

市内の道路や公共施設、家屋への倒木の恐れのある危険木を伐採する際の、費用の一部を補助します。

■対象となる危険木 次のすべてに該当するもの

- 森林法第2条第1項に規定する森林であること
- 下野市危険木伐採等支援補助金交付要綱第2条に定める「危険木」に該当すること

■補助申請者 次のすべてに該当する方

- 森林所有者または森林の所有者から伐採の承諾を得ている
- 下野市危険木伐採等支援補助金交付要綱第4条第2項に該当しない

### ■補助対象経費

- 危険木の伐採、撤去及び処分に要する経費(剪定・枝払いのみは対象外)
- 危険木を有価物として処分する場合は、売却金額を控除した金額

### ■補助額

補助対象経費の2分の1以内(上限20万円)

### ■申請期間

随時受付  
要件の詳細や様式は、市ホームページをご確認ください。

■申請・問い合わせ先 農政課 ☎(32)8906

